

マニフェストによる政治ガバナンスの確立

- 大文字のマニフェストを書け -

2006年6月

社団法人 日本経済調査協議会

Japan Economic Research Institute

序

2003年衆議院総選挙において、マニフェストが本格導入されて以来、小選挙区制のもとで行われる総選挙は、主権者である国民が政権を選択するための選挙と位置づけられた。しかし、このマニフェストそのものはなにぶんにも新しく導入されたものだけに、理念が先行し、工程表が欠ける等、やや具体性に欠けるものであった。

一方、産業界では「失われた10年」と評された厳しい環境を必死の努力と多方面にわたる痛みの克服により、徐々に脱する過程で、「55年体制」といわれるシステムの各方面での再構築が必要であることが認識されていった。そして、企業経営においては、事業計画を軸にしてPDCAサイクルを回すという「ガバナンス」システムを構築し、健全性・透明性を確保する取り組みがなされてきた。

このような取り組みにあわせて、当会では政治の世界においても、マニフェストを軸としてPDCAサイクルを回すという、「ガバナンス」システムを構築できれば、わが国の民主主義の発展に資するのではないかという問題意識を持つにいたった。

以上のような問題意識から、2005年2月に「マニフェストによる政治ガバナンスの確立」をテーマとする調査専門委員会を設置した。委員長は全日本空輸(株)最高顧問 野村吉三郎氏に、主査は慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 曾根泰教氏にお引き受け頂き、また、委員には産業界、学界、マスコミの有識者の方々多数にご参加頂いた。委員会での16ヵ月に及ぶ熱心な討議の上で取りまとめられたものが本報告書である。

本報告書は、マニフェストとは何であるかという基本的な疑問に答えることから始めて、そのあり方・活用方法についても多面的に検討し、提言を行っている。本報告書が国民・政治家・行政の発想の転換を促し、ガバナンスが行き届いた真の民主主義国家の実現のために、なにがしかの貢献ができれば幸いである。

最後に、本報告書の作成に当たりご多忙中にもかかわらず、多大なご協力を頂いた野村委員長、曾根主査をはじめ、委員ならびに関係各位に深甚なる謝意を表す。

2006年 6 月

社団法人 日本経済調査協議会
理事長 長坂 健二郎

野村委員会委員ならびに講師名簿

(五十音順・敬称略)

委員長	野村吉三郎	全日本空輸(株)最高顧問
主査	曾根 泰教	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
委員	有富 慶二	ヤマトホールディングス(株)会長兼社長
	井口 武雄	(社)日本経済調査協議会評議員 三井住友海上火災保険(株)会長
	植松 富司	コニカミノルタホールディングス(株)取締役
	上山 信一	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	大竹 美喜	アメリカンファミリー生命保険会社創業者・最高顧問
	大星 公二	(社)日本経済調査協議会理事 (株)NTTドコモシニアアドバイザー
	大宅 映子	(社)日本経済調査協議会総合委員 評論家
	栗田 瑞夫	(株)ジェムコ日本経営監査役
	河野 俊二	(社)日本経済調査協議会理事 東京海上日動火災保険(株)相談役
	櫻井 孝穎	(社)日本経済調査協議会理事 第一生命保険(株)相談役
	高橋 幸輝	(株)インシンク代表取締役
	田勢 康弘	早稲田大学大学院公共経営研究科教授 (株)日本経済新聞社客員コラムニスト
	鳥海 巖	(株)東京国際フォーラム社長
	中谷 巖	(社)日本経済調査協議会理事・調査委員長 多摩大学学長
	永原 伸	(株)読売新聞社論説委員

委 員	浜田 広	(株)リコー最高顧問
	松本 洋	アリックスパートナーズ・エルエルシー日本代表
	三宅 純一	(社)日本経済調査協議会調査・総合委員 千葉商科大学大学院客員教授
	与良 正男	(株)毎日新聞社論説委員
	林野 宏	(株)クレディセゾン社長
	泉 正史	(株)ANA総合研究所副社長
専門委員	西尾 真治	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済・社会政策部プロジェクトリーダー
顧 問	茂木友三郎	(社)日本経済調査協議会理事 キックマン(株)会長
講 師	後 房雄	名古屋大学大学院法学研究科教授
	枝野 幸男	民主党憲法調査会長
	金井 辰樹	(株)中日新聞東京本社政治部キャップ
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	世耕 弘成	参議院総務委員長 自由民主党参議院議員
	武部 勤	自由民主党幹事長
	田中 宗孝	日本大学法学部教授
	藤森 克彦	みずほ情報総研(株)主席研究員
	前原 誠司	民主党衆議院議員(民主党前代表)
幹 事	山田 勝三	(社)日本経済調査協議会専務理事
	渡邊 綱	(社)日本経済調査協議会主任研究員
	辰巳 充	(社)日本経済調査協議会主任研究員

目 次

エグゼクティブ・サマリー

本 論

1. マニフェストの必要性	1
2. マニフェストとは何か	3
3. マニフェスト導入の過程	5
4. 国政選挙における2度のマニフェスト選挙	7
5. 検討すべき課題	10
(1) 大文字のマニフェストを	10
(2) 企業経営の評価方法にも耐えるマニフェスト	11
(3) マニフェストの党内作成過程	13
(4) 総裁選・党首選のマニフェスト	14
(5) 党の決定過程	15
(6) 首相任期と総裁任期	16
(7) 内閣と官僚制	17
(8) 政権党内部のシステム化	19
(9) 野党のマニフェストとは	20
(10) マニフェスト型の国会改革	21
(11) 選挙広報戦略とマニフェスト	23
(12) マスメディアの役割	23
(13) 公職選挙法改正	24
(14) マニフェストと状況の変化	25
民主主義のシステム改革の提言	26
今後の展望	27
参考資料	28

エグゼクティブ・サマリー

マニフェストが日本に本格的に導入されて3年が経つ。それがもたらした変化を正確に評価することが必要な時期になっている。そもそも、マニフェストとは、単に選挙の時に掲げる「紙に書かれた文書」のことではない。民主主義における国民の選択の手段なのだ。

選挙に基づく民主主義はいかなる役割を果たしているのかを明確にすると、それは、とりもなおさず、国民が選挙で政権を選択することにほかならない。とりわけ、小選挙区制では、政権選択の意味は強く、政府対野党の対立関係の政治が基本となる。その政権を争う選挙で、有権者が政権を選ぶための判断材料が必要となる。それがマニフェストだと言い切っていいただろう。すなわち、向こう4年間（次の総選挙まで）の政権の姿はどのようなものか、どのような政策を実行する予定なのかを検証可能な形で有権者の前に示すことである。そのマニフェストには様々な形態が考えられるが、基本的には、そこで示す政策には根拠が必要である。どのくらいの予算を使ってどれほどのことをいつまでにやるのか、またある政策を行うとどれだけの効果があるのか、その根拠が示され、検証を事前にも事後にもできるように作られていることが重要である。

ただし、マニフェストとは政治的なメッセージである。行政文書でも技術解説書でもない。政治のダイナミズムをさらに発揮できるように工夫される必要がある。メッセージが有権者にはっきり伝わるように、「やさしく・分かりやすく・本気」であることが重要だ。

マニフェストに書かれていることを本気で実行するとなると、様々な改革が必要になる。まず、マニフェストを誰がどこで作るのかという重要な問題は、党の改革につながる。作っただけでは政治は動かない。正式に決めるためには、今までの党大会の形式では対応ができないだろう。また、マニフェストを実行するとなると、官僚の意識改革だけではなく、官僚機構もシステムを作りかえる必要がでてくるだろう。

それだけのことをして、初めて有権者の選択に耐えるものとなるはずだ。し

かしながら、民主主義における国民は「観客」でも「顧客」でもない。「主権者」なのである。主権者には責任が生ずる。その最低限の責任とは、選挙の時に政権の選択を自らの手で行うことである。それゆえ、何に基づいてその選択をするのか、判断材料を探すとなればマニフェストがもっとも身近なものになるだろう。

しかし、マニフェストを最初のページから最後のページまで読み通せないということが起こりうる。その問題を解決するために、マスメディアがあり、シンクタンクがあるのだ。専門家の議論を分かりやすく伝えることも、政策の細部をつなぎ合わせるとどのような姿になるのかを伝えることも重要である。選挙で勝とうと思う政党は、触れないこともあるし、争点を操作しようともするだろう。その背景をきちんと伝えることが、マスメディアの務めだろう。

マニフェストとはひとつのツールにしかすぎない。しかし、政治にダイナミズムを与え、民主主義を生かしたり殺したりするのは、その道具を使いこなす政党であり、政治家であり、有権者だ。ここでの提言は、マニフェストを中心にして政治や政策の分析を行うことで、いかにして政治や選挙にダイナミズムを与えることができるかという課題に答えるためのものである。マニフェストは政治を動かす道具であると同時に、考えるきっかけを与える道具でもあるといえるのだ。

政治の質の向上はかけ声だけで終わらせてはならない。政党や政治家に責任があることも確かであるが、「主権者」として有権者の選択にも大きく依存する。マニフェストを政党も有権者も使いこなして、初めて民主主義の根本に筋が通り、政治のガバナンスが確立することになる。また、政策本意の選挙も実質的なものになる。マニフェストをいかに有効に使いこなすべきかをまとめたものが、本提言なのである。

提 言

1) 大文字のマニフェストを書け

マニフェストを読むことで、その政権が、どのような政治や社会を目指しているのかが分かるように工夫することが必要だ。政策の大きな方向性を示すことは、細部から政策を積み上げることとは矛盾しないはずである。政策の大枠が分かれば、細かい数字も、積算根拠も理解しやすくなる。

2) 企業経営の評価方法にも耐えるマニフェスト

企業経営では事業計画を基にPlan-Do-Check-Actionサイクルを回すことで、透明性・健全性が保たれている。政治の世界でも「マニフェスト」を活用することで、PDCAサイクルを回す仕組みを作り、立案・決定だけでなく、実行や評価が厳しく問われ、それに耐える政治になることを期待したい。

3) 党首選挙でマニフェストを書いて、党のマニフェストの原案とせよ

現実政治の文脈で考えると、党首選挙で各候補者がマニフェストを書いて争うことにより、勝利したマニフェストを党のマニフェストに転換することが最も現実的である。党首選挙は、誰がどのように選ばれるのかも重要であるが、誰が何を主張しているのか、何が争点で、政策の方向性はどこかが問われるべきだろう。そして、その勝利した党首のマニフェストを基本に党のマニフェストを作成することが重要である。

4) 党大会を開きマニフェストを党として正式承認せよ

マニフェストは党が国民に約束したものである。となると、本来はその政党所属の議員はそのマニフェストのもとで選挙を戦ったはずである。しかし、自党のマニフェストに異論を挟むケースは多い。それゆえ、マニフェスト作

成に際しては大いに議論をし、ひとたび党大会などの正式決定がなされてからは、その決定に従うべきであろう。マニフェストを正式決定にするためには、党大会の活用がもっともオーソドックスなものである。

5) 連立政権のマニフェスト

政権をとるということは、日本では衆議院の過半数以上の議席を単独もしくは連立で獲得することである。そうすると、その政権の姿はいかなるものが、連立を組む場合はその形態が重要になるし、連立政権として掲げる共通の政策は何かが明らかになるように、連立マニフェストが必要になる。過去2回の総選挙で、連立与党の連立マニフェスト的なものは作られてきたが（参考資料：総選挙連立与党共通公約・重点政策参照）まだ不十分であるといえる。また、それぞれの政党が掲げるマニフェストと連立政権のマニフェストとは共存可能であるはずだ。

6) 総選挙で信任されたマニフェストを閣議決定し、政府の方針とせよ

マニフェストは単に政党が選挙の時に有権者向けに書いた文書ではない。それを、その政権（具体的には内閣）が実行して初めて政策が具体化され実現されることになる。それゆえ、まず、マニフェストを閣議決定し、それを基にして、各省に実行体制を作らせ、さらには、政策の業績評価もマニフェスト型に転換すべきである。

7) マニフェストに基づく国会改革をし、政府・野党の役割を再定義せよ

マニフェスト型の政治では、選挙で信任されたマニフェストを内閣提出法案で通すことは容易となる。本来、議院内閣制では政権党が過半数をもち、議決されるのが普通だし、信任された案件は実行するのが当然であるからである。そうすると、国会の役割、あるいは与党の一般議員と野党にはやるこ

とがなくなってしまうという疑問が出てくる。党議拘束がある議会での与党議員は賛成票を投ずることになり、野党は政府案を批判しても、与党案は多数決で可決される運命にある。それゆえ、国会は議決だけの機能ではなく、「審議機能」の強化をはかることで国会改革を行い、質疑、討論を活用することを考えるべきである。

8) 野党のマニフェストは政策の継続性を維持しつつ作り直せ

野党のマニフェストは、総選挙で敗れたマニフェストである。しかし、政策の継続性を考えると、その時点で捨て去られるべきではないだろう。少なくとも、次のマニフェストができるまでは、過去の約束は継続する必要がある。党首の交代により政治にダイナミズムを入れることと、政策の継続性を維持することは矛盾しないだろう。その意味でも、綱領レベルの政策、マニフェスト・レベルの政策、日常活動レベルの政策の区別が必要だし、いつ選挙があってもいいようにマニフェストを準備しておく必要がある。

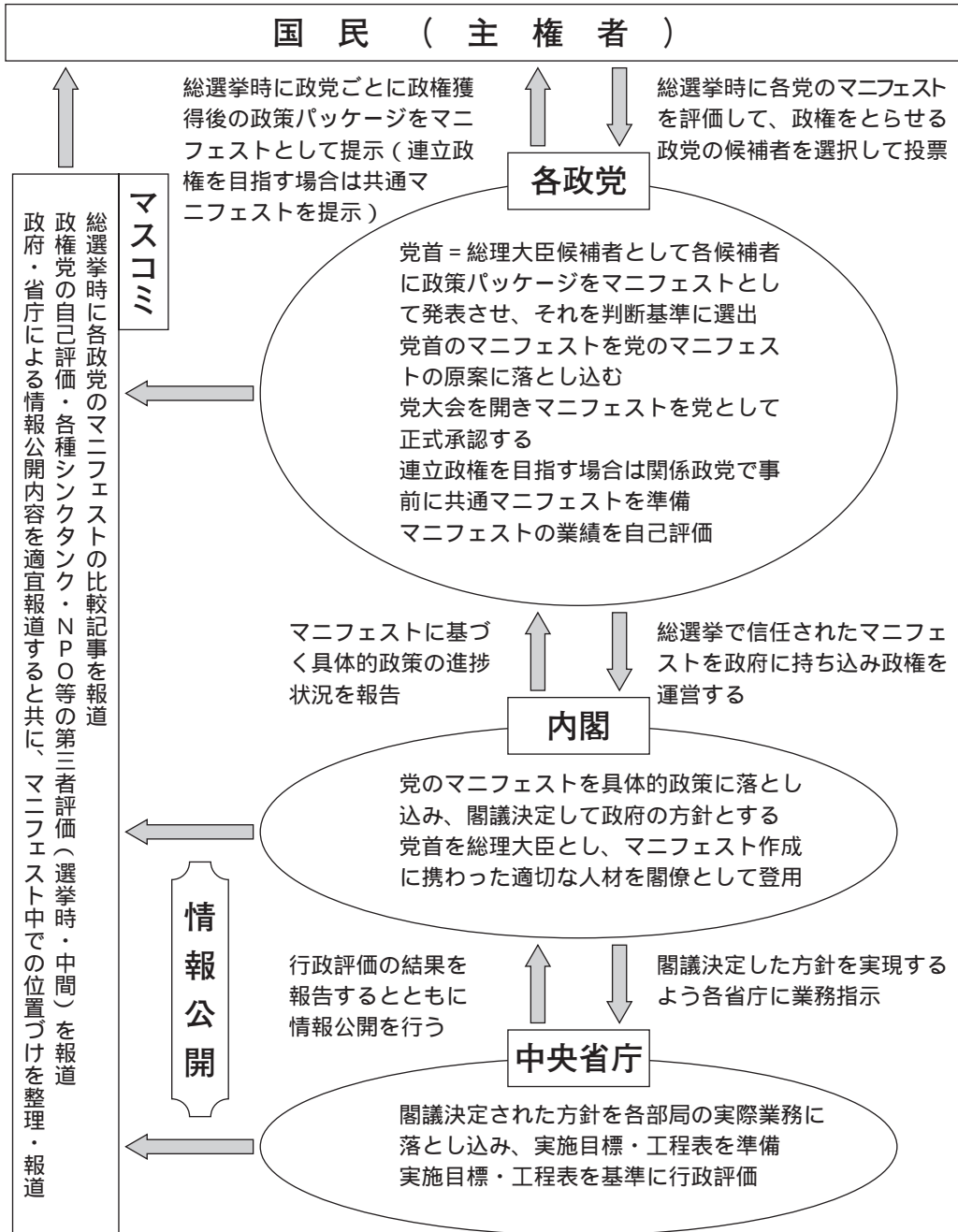
9) 公職選挙法を改正し、頒布を自由にし、インターネット選挙を解禁せよ

公選法の改正は、現状の頒布制限を緩和することと、地方首長の選挙にもマニフェスト拡大をすることと、さらには選挙期間においてもインターネットの利用を解禁することが現実的な要請である。

10) マニフェスト評価で政策の質を高めよ

マニフェストは作る側だけではなく、それを評価する側も質が高まる。官僚と政治家以外にも、マスメディアやシンクタンクやNPOなどによる政策分析や政策評価が進めば、政策専門家の底辺が広がり、政策の質やマニフェストの質を高めることになる。

マニフェストによる政治ガバナンスの確立（模式図）



マニフェストに基づくPDCAサイクル



© Yasunori Sone 2006

本論

1. マニフェストの必要性

民主主義においては、議院内閣制でも大統領制でも、選挙がその中心にあることを否定する者はいないだろう。しかし、その選挙にどこまで役割をさせるのかということになると意見は分かれる。単に代表を選出することにすぎないと思う人もいるだろうし、選挙とは民意を聴取する機会という人もいるだろう。

マニフェストが導入されたことで、改めて選挙の役割を再考しやすくなり、選挙とは有権者による「政権選択」にほかならないことが分かる。マニフェストが導入される以前から、日本には選挙があり選挙公約はあった。しかし、その選挙公約は長いこと「守られることのない政治家の言葉」と思われてきた。確かに、中選挙区時代には、政党の政策の看板を背負って選挙をすることは難しかった。何となれば、同じ選挙区に同じ党の複数の立候補者がいたので、党の政策を掲げての選挙の意味は薄れ、必然的に「地元利益」とか、「中央とのパイプが太い」とか、「親の代からのつきあいがある」とか、「自分の経歴の紹介」などが中心にならざるをえなかったからである。また、この「55年体制」時代は、野党第一党の社会党の候補者が過半数に達していなかったということもあり、選挙が政権選択であることを意識するのは難しかった。

しかし、小選挙区制や党名による比例代表制では、政党の政策がきわめて重要になる。有権者の選択も政権党対野党に集約されてくる。そこで、小選挙区の役割は、民意の反映という条件では比例代表に譲るとしても、有権者が政府の選択、政権の選択ができることであるということが、政治改革から10年たって、ようやく理解されてきた。

小選挙区制に変わっても、しばらくは中選挙区時代同様の選挙をしてきた候補者や有権者もいた。しかし、マニフェストが選挙とは有権者による政権

選択であることを明確にしたことには意義があった。

確かに、今でも、選挙とは候補者の中から一人の代表を選ぶということを行っているだけだが、その選択は、政権の選択であり、その政権を担う首相候補の選択でもあり、政策のパッケージの選択でもあることが分かる。すなわち、自分が選んだ候補者が当選し、その所属する政党が議会の過半数を握れば、首相を選択することができ、それに基づいて内閣が形成され、向こう4年間（次の総選挙まで）の政策はその内閣のもとに執行される。候補者を選択すると、その結果がどのような政権でどのような政策が実行されるのかを見通すことができるようになってきたことが大きな違いである。

日本で政権を巡って争うということは、具体的には下院（衆議院）の過半数の議席の獲得を単独もしくは連立で目指すということであり、それにより政権の姿と責任の所在が明確になった。

しかし、政権を選択するという時に、党首や候補者のイメージだけで選択して、政策については白紙委任するということでは、それから行われる政権運営を見通すことができないし、そもそも責任が不明確になる。すなわち、そこにその政権が向こう4年間で行うべき政策のパッケージである「マニフェスト」が示されることにより、有権者にとって単なる政権選択だけではなく、政策の選択をもすることができるようになるのである。

たとえ「マニフェスト」が発表されても、そこに書かれていることが、「国民を幸せにする」というような抽象的なことであったり、「緑豊かな地域の発展」とか「平和な日本にする」というような一般的「願望」のようなものであったりしたら、具体的イメージを望む有権者には選択のしようがない。少なくとも、そこには、政策や主張の根拠が示されている必要がある。そうでないと、事前もしくは事後に検証することができないからである。

具体的根拠とは、政策を実施するための財源であったり、政策を裏付けるデータや数字であったりする。また、どの政策を優先するのか、いつまでに

行うのか、政策同士は整合的であるのかなどは重要な判断材料である。そのようなマニフェストを読めば、政権像やその政権の政策がもたらす社会のイメージが明確になるし、それが重要である。

具体的な数字の積み上げか、大きなイメージを示した上での具体的な政策かで、方向は異なるが、どちらのアプローチでも必要な要件は同じである。すなわち、マニフェストは予算書ではないが、向こう4年間の予算をどのように使って何をいつまでにやるのかが明確であることが重要である。そのためには、それを行うことで目指すべき社会の姿が明らかである必要がある。そしてこれは、具体的な数字を示すことと矛盾しない。

例えば、消費税率を変えるなら、いつから、どれだけ上げるのかを選挙に際して示すべきであり、それは何のために使われるのかの根拠も示す必要がある。それは、単なる数字の羅列ではなく、目指すべき社会のイメージ、理念とも結びついている。それゆえ、「大文字のマニフェスト」を書くことは、大局を見誤ることなく有権者が選択できるようにすることである。それには、根拠を示すことが必要ではないということではない。

2. マニフェストとは何か

すでに述べたように、マニフェストとは政党が選挙の際に有権者に訴える選挙政策集のことであるが、これを単なる「選挙公約」の意味だと理解すると、日本政治でも過去の選挙において「公約」はあったので、何も新しいことはない。すなわち、現に世界中で候補者や政党は、選挙の際に選挙政策集を訴えて選挙を戦っている。それを、イギリスでは「マニフェスト」、アメリカでは「プラットフォーム」、ドイツでは「選挙綱領」などと呼んできた。選挙政策集は一般的にどこにでも見られるものであるし、過去の日本の「選挙公約」もこの範疇に入るであろう。

しかし、ここで述べるマニフェストと従来の選挙公約は違うからこそ、そ

れには政治的な意味があった。あえてイギリス型の「マニフェスト」を持ち出すことは、従来からあった「あれもします」「これもします」という「選挙公約」とを対比して考えるきっかけになった。ひとことで言えば、マニフェストとは「検証可能な形」で、選挙時に有権者に対して宣言される「誓約」(pledge)である。

マニフェストの起源は1834年にイギリスで、ピール首相が自分の選挙区「タムワース(Tamworth)」に送った書簡が最初で、それを、保守党が翌年の選挙で党の方針として採用したことがこの起こりであるといわれている。Manifestoという用語はラテン語(イタリア語)起源である。ちなみに、『共産党宣言』もManifestoという表題を使っているが、その出版は1848年であり、タムワース・マニフェストより前のことではない。

それゆえ、マニフェストとひとことで言っても、イギリスでは150年以上の歴史があるので、いつの時代のものかを特定しないと、議論がかみ合わない。日本で参照されるマニフェストは、サッチャー元首相やブレア首相のものであることが多いので、過去20年で定着したイギリス型のマニフェストを念頭に置くことが、議論の対象を限定するためには必要だろう。

2003年に日本で導入されたマニフェストは、「政権公約」という訳が与えられた。その意味するところは、「政党や候補者が選挙において、有権者に対して、政権をとって実行しようとする具体的な政策のパッケージで、検証可能な形式で発表されるもの」ということができるだろう。その要件には「政党が選挙において、有権者に対して、政権像とともに具体的な政策の実行案を示すこと」「政権期間中にどれだけその政策が達成できたかを監視し、検証を可能とする形式で発表されるもの」と、より限定的に考えることができる。

では、なぜ、「政権公約」という訳になったのかというと、ひとつには、「選挙公約」との混同を避ける意味があり、さらには、有権者が、選挙で政

権選択を行うという総選挙の原理的な問題とも関係しているからである。また、政権公約であることは、政党がその実施に責任を持つことを意味している。

マニフェストは党綱領とは異なる位置づけのものであるが、現状の政党の綱領が不十分であることを考えると、マニフェストにも党の基本方針が理解できるように工夫する必要があることも確かである。

また、日本のマニフェストを考えるときに、イギリスと同じ条件ではないことにも注意が必要である。それは、日本の現政権のように連立政権である場合が多い点と、同じく二院制としても、イギリスでは上院（貴族院）は選挙がないという点である。その意味では、当然のことながら、大統領制のアメリカとも違ふし、上下両院の選挙を同時に行うイタリアとも異なっている。すなわち、他国の制度の輸入ということよりも、それらを参考にして日本政治の現実の中で、制度を正しく位置づける必要があることを意味している。

3. マニフェスト導入の過程

マニフェストが導入されるはるか以前から、日本でも研究者や専門家の間では、マニフェストについての言及はあった。とくに、イギリス政治を研究対象とする者、政党研究者や比較政治の専門家はこのことに関心をもってきた。もっと歴史を遡れば、すでに明治において第一回総選挙が行われた1890年当時、内務省県治局長だった末松謙澄氏がまとめた調査報告書には、「選挙檄文」としてマニフェストへの言及があった⁽¹⁾。

このような研究者レベルの話が、日本政治の中で具体化するのには、2003年を待ってからである。この年に注目すべき源流を3つの流れから見るこ

1 「西洋では選挙戦を戦う者の中に声望卓越の政治家がいて、マニフェスト、いわゆる選挙檄文（げきぶん）を発し、各地で演説をし、将来の政略を吐露して人心を喚起するのが常である」（中山真「本当のマニフェストとは」Nikkei Net「風向計」、2005年8月29日）

ができる。

第1の流れが、2003年1月25～26日に三重県四日市で開催された、シンポジウム三重「分権時代の自治体変革 - 自らの手でどう壁を破るか - 」において、北川正恭氏の提唱に応じて、統一地方選挙でマニフェストを書くこと約束した知事がいたことがきっかけとなる。

第2の流れが、野党第一党の民主党は、来るべき総選挙では、マニフェストを書いて戦おうと準備をしていたし、国会でも、2003年6月11日国会の党首討論で小泉首相に対して、菅直人民民主党代表がマニフェストをめぐり論戦を仕掛けた。民主党は以前からイギリス政治を参考に「新しい政府の実現のために」(1998年民主党政権運営委員会 座長 鹿野道彦)の報告書では、マニフェスト型政治を目指し、マニフェストには「政権政策」という訳語を当ててきた。

第3の流れが、小泉純一郎首相が政権公約(マニフェスト)選挙を決断したことにある。2003年7月10日発売の『中央公論』誌上で、小泉純一郎首相も、次の総選挙では自らの方針を掲げて臨むとし、秋に予定されている総裁選挙に勝利した暁には、それが総選挙における自民党の政権公約となることを宣言した。この総裁選、内閣改造、総選挙を串刺しにするものが政権公約(マニフェスト)であるという認識を首相が持ったことが大きく、マニフェスト選挙という競争の土俵が設定されたといえる。この年の総選挙はまさしく、マニフェストによる政権選択選挙という位置づけをマスコミは行った。ただし、それ以前の自民党でも、国家戦略本部は「政治システム」(2002年3月)で「日本版マニフェストの創設」を訴えてきた。

このような中央政治におけるマニフェストとは別に、第1の流れの中で2003年には統一地方選挙を契機に「ローカル・マニフェスト」が発表されたことも記録にとどめておくべきだろう。2003年4月13日(一部の市区長選挙は4月27日)の第15回統一地方選挙(知事選挙)で14名の候補者がマ

ニフェストを公表し、このうち6名が当選した（片山知事は無投票当選）。市長選挙においてマニフェストを掲げて戦った者もいたが、数は限られていた。

4. 国政選挙における2度のマニフェスト選挙

2003年の総選挙においてマニフェストが導入されたあと、2005年の総選挙においても各党がマニフェストを掲げて選挙は戦われた。その意味で、マニフェストの現状とは、この2度の総選挙を振り返って判断することになる。

マニフェストが定着したかどうかは、以下の3点から見ることができる。第1は、選挙において各党はマニフェストを発表するようになったか。第2は、世論はマニフェストをどこまで投票の参考に使っているか。第3は、マニフェスト選挙がどこまで「マニフェスト・サイクル」の中で定着したかだろう。マニフェストが完全に定着したとはいえないとしても、評価対象にマニフェストを並べることが、それがどこまで実施されたかも検証しようと思えばできるということでは、マニフェストがひとつのツールとして選挙には欠かせないものになってきたことを意味する。

おそらく一般的な印象のマニフェスト浸透の程度は、統一地方選挙などを見ると次のようなものといえる。最初は、マニフェストを書く人と書かない人がいて、マニフェストを書いた人がとにかく評価される。次の段階が、マニフェスト同士の比較があり、どれが優れているかが評価される。さらには、マニフェストの業績が評価され、それに基づいて、次の選挙の投票行動が決まるというような段階があるだろう。「ローカル・マニフェスト」の方は2007年の統一地方選挙でひとつのサイクルが完結することになる。

一方、総選挙はすでに2度行われた。その意味で、評価はこの2つのマニフェストの関係を見ておくことが必要であり、その間の政治状況を判断する

ことになる。

まず、この2度のマニフェストを見るためには、その内容の比較と同時に、マニフェストがどのように作られたのを見る必要がある。

自民党と民主党のマニフェストについては、21世紀臨調が2003年マニフェストの検証大会を2004年に、2005年総選挙のマニフェストについては、事前検証を総選挙直前に行っている。そこには、経済同友会、連合、全国知事会などの各種団体と、言論NPO、日本総研、構想日本、PHP総合研究所などの政策評価を行うシンクタンクが参加している。これらの活動については、マスコミ各社が詳細に報道しているので、その報道に接する読者の機会も相当あると思われる。

「郵政選挙」とは

2005年総選挙は、多くの予想とは異なり、郵政民営化法案が衆議院では僅差で可決され、参議院で否決された結果、小泉首相が衆議院を解散したことにより行われた。この解散については、様々な議論が可能であるが、マニフェストの観点から整理して評価を行う必要があるだろう。

反省があるとするれば、郵政民営化に関する「政権公約」に書かれていた文章は、いかにも妥協的なもので、曖昧さを相当残したものであった。それゆえ、その曖昧さが自民党内での対立の原因にもなった。

「郵政事業を2007年4月から民営化するとの政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年秋ごろまでに結論を得る」という文章は、小泉首相側からいえば、民営化を約束した文書であるし、逆に、抵抗勢力からすれば、議論の余地は大いにあり、民営化するか否かは先送りされていると受け止められた。

これに関して、言語学者金田一秀穂氏は『東京新聞』（2005. 1. 18朝刊）

の取材に対して、「語用論的には、民営化を公約したことになり、文義からは、公約していないことになると思う」と分析した。

曖昧な表現は永田町でも、霞が関文学でも多用される。しかし、この郵政民営化については、小泉首相が言うように、総裁選でも、参院選でも、繰り返し小泉首相が訴えた政策の中心にあった。少なくとも、この政権公約では、どのような民営化かその方向性については明確にしておくべきだっただろう。それができなかった原因としては、党内の問題が大きかったという現実があったが、少なくとも有権者が判断するための材料としては、もっと明確なものと、具体的であることが必要とされる。

しかし、その一方で2003年総選挙の段階で、もっと踏み込んだ表現を使えば、自民党内がまとまらなかった可能性がある。

郵政民営化法案については、この内容のほかに、議院内閣制で政権党側が多数を占めていて、さらに党議拘束があるにもかかわらず、否決されたという問題がある。野党の反対があってもなくても、多数をもつ政権党なら、本来は議決できるのが普通のケースである。ところが、自民党議員からの反対が多く、衆議院では5票差で可決、参議院では否決された。

参議院で否決されたからといって、衆議院の解散を行うことの是非はあるが、もし衆院の解散の目的を再議決に定めるのなら、そのことの説明が明確であった方がよかった。

この選挙で、小泉首相は「郵政」に焦点を絞り、いわゆる「郵政選挙」と位置づけた。その意味では、「単一争点選挙」の観もあるが、実際の自民党のマニフェストは120項目からなり、同時に、小泉政権の4年3カ月の成果も問おうとしていた。しかし、郵政が突出している「画鋲型」(2005.9.22第7回委員会 金井辰樹)のマニフェストといえる。

投票行動論的にいえば、過去の業績を有権者が評価する「業績投票」(retrospective voting)だったのか、将来の政策に期待をつなぐ「期待投票」

(prospective voting) だったのかの評価は分かれるところであるが、業績についての地道な評価と報道は、ある意味で、テレビを中心とする「郵政解散」報道の熱気がかき消された観があった。

5. 検討すべき課題

2度の総選挙を行い、マニフェスト導入からその展開まで、ひととおりの政治の経過を見て、どこに問題があるのか、あるいは、何を換えればいいのかの項目は相当程度提起されている。本提言においても、それらの検討すべき課題をまとめて、次の14項目に要約した。

(1) 大文字のマニフェストを

マニフェストに書かれるべきことは、具体的な数字の積み上げか、「政策の方向性」を大きなイメージで示した上での具体的な政策かで異なる表現形態になるが、どちらのアプローチでも必要なものは同じである。すなわち、マニフェストは予算書ではないが、向こう4年間の予算をどのように使って何をいつまでにやるのかが明確であることが重要である。しかし、その前提には、目指すべき社会の姿、「政策の大枠」やその前提となる理念が明らかである必要がある。そして、そのことは、具体的な数字を示すことと矛盾しないはずである。

例えば、消費税率を変えるなら、いつから、どれだけ上げるのかを選挙に際して示すべきであり、それは何のために使われるのかの根拠も示す必要がある。それは、単なる数字の羅列ではなく、目指すべき社会のイメージ、理念とも結びついている。それゆえ、「大文字のマニフェスト」を書くことは、大局を見誤ることなく有権者が政権を選択できるようにすることである。それには、根拠を示すことが必要ではないということではない。

(2) 企業経営の評価方法にも耐えるマニフェスト

マニフェストの評価は、きわめて重要なことであり、その検証作業ができるか否かが、「ウィッシュリスト」を掲げた従来の公約との違いである。一般の企業が行っているPlan-Do-SeeやPDCA（Plan-Do-Check-Action）のサイクルは、マニフェスト評価にも生かすべき考え方である。

企業経営では事業計画を基にPlan-Do-Check-Actionサイクルを回すことで、透明性・健全性が保たれている。政治の世界も「マニフェスト」を活用することで、PDCAサイクルを回す仕組みを作り、立案・決定だけではなく、実行や評価が厳しく問われるようにして、企業経営者からの評価にも耐えるマニフェストを期待したい。

ただし、マニフェストと企業の業績評価の違いも理解しておく必要があるだろう。すなわち、企業の業績評価は基本的には、決算中心であるが、政府では予算が中心となっている点である。マニフェスト評価とは、この業績評価を重視しようという考え方が背後にあるが、政治や行政では、どうしても予算型の発想、すなわち、これから何をやるかという点に議論が向かいやすい。

このことは、マニフェストの評価は、事前評価か事後評価かということと大いに関係してくる。企業会計のような毎年の株主総会での決算に基づく評価ができにくい欠陥をできるだけマニフェストで埋める作業が必要であると同時に、総選挙を目前にした、マニフェストの事前評価も重要な作業であるという点を意識することが大事になる。

また、評価作業には、NPM（新しい公経営）の理論から、国民、有権者を「顧客」としてとらえて、「顧客満足」を高めることがひとつの指標として提起されている。しかし、国民は顧客であると同時に、主権者である。そうすると、主権者としてやるべきことは何かという点もマニフェストの文脈で、改めて論ずる必要がある。「苦い薬」の政策提言も「主権者」

なら受け入れる可能性がある。

評価を考えるときには、誰が評価をするのかという点とどのような基準で評価をするのかということが重要なことである。誰がということでは、もちろん誰でも評価はできるのだが、自己評価、外部評価委員会、野党評価、第三者評価などが現状では行われている。もちろん、政権党の自己評価が甘くなり、野党の評価が厳しくなるのは当然の傾向である。地方の首長たちが行う外部評価委員会方式は第三者評価なのか自己評価に含めるべきなのかでは意見が分かれるだろうが、基準と評価結果とが情報公開されているならば、他の者が検証を行う手助けになる。

政権党内部の評価としては、政党自身の評価のほかに、政府が白書や青書でどれだけマニフェストが政府の政策として進捗しているのかということを示すイギリス型の方法もありうる。その点では、マニフェストが閣議決定を経ていないということと同様に、日本の白書類はマニフェストとの関連は薄いと言わざるをえない。

第三者の評価には、マスコミ、シンクタンク、NPOなど多様な形態がありうるが、マニフェストというある意味で専門家の知識を必要とされる分野のことがらを、いかに有権者に分かりやすく正しく伝えるのかということとは、きわめて重要なことになる。最大、最終のマニフェストの評価者は有権者だからである。そのことが、マニフェストと有権者をつなぐ重要な輪である。

評価は立場が違えば、当然のことながら、内容が異なってくる。同じ政策でも、経済団体と労働組合では、異なる評価になるのは当然予想される。このような立場や利害が違えば、評価が異なるということは理解されても、シンクタンク間の評価に差が出ることに疑問が提起されることがある。しかし、客観的、中立的な方法をとったとしても、基準が異なれば、点数が異なることは、ある意味で当然である。

その意味では、評価者が評価されているということも認識すべきである。そのことが、政策の専門家の手法や分析の質を高めることにもつながる。公共政策を扱うシンクタンクの充実が求められることも言うまでもない。

(3) マニフェストの党内作成過程

マニフェストは誰がどこでどのような権限で作成しているのかということが、現実政治では重要な課題である。そして、各党における政策決定の方法については、それぞれの党に特徴がある。イギリスでも、保守党と労働党では、マニフェストの作成方法や政策決定の過程は異なっている。

自民党は従来からも、『わが党の公約』や『重点施策』などを、選挙ごとに政調を中心に作成してきた。その政策決定の方法を踏襲するとなると従来の「公約」の域を出るのが難しくなる。2003年の総選挙において、武部勤氏を事務局長として「政権公約検討委員会」(のちに「政権公約策定委員会」)が発足した。武部勤事務局長は従来の公約作成方法とは異なる作成を目指し、小泉純一郎首相とも、かなり詰めた議論を行っている。

このとき同時に「解説・自民党重点施策2004」も作成されていたので、こちらを「裏マニフェスト」と呼ぶこともあったが、正式に党の決定がなされたのは、「小泉改革宣言」(政権公約)の方であり、「重点施策2004」の方ではなかった。

しかし、過渡期には、この作成過程、決定過程が流動的であり、制度化がなされるのは、何度かの試行錯誤の後であることが多い。

2005年のマニフェスト作成は、与謝野馨政調会長と柳沢伯夫代理が中心になり、急な解散と「郵政」が争点であるということもあり、ある意味で、従来型の部会(各省)からの意見の集約の形を取ったということができる。その点では、誰がどこで、どのような権限でマニフェストを作るのかということは、依然として課題として残る問題である。

民主党は、2003年総選挙のときには菅直人代表で戦った。しかし、2005年の総選挙は岡田克也代表である。その後、前原誠司代表に代わるが、現在は、小沢一郎代表になった。すなわち、党首とマニフェストの一体化が「政権選択」の根本にあるとすると、このような頻繁な党首交代は、ある意味で「マニフェスト以前」の問題といえることができる。

党内の決定過程の問題は、自民党同様に、民主党にもある。2003年マニフェストは、政策部分と「新しい政府の確立に向けて」が調整されずに同居した。あるいは、直前に「高速道路原則無料化」が突如入り込むなど、作成過程上の問題は多かった。2005年総選挙は明らかに準備不足で、郵政問題では、自民党分裂を期待して、十分な政策を練り上げることを怠ってきた。いつ選挙があってもいいように、マニフェストの準備をしておくことが、野党第一党の務めであろう。

(4) 総裁選・党首選のマニフェスト

総裁選挙において、政権選択選挙を実質的なものにするためには、「マニフェスト」とともに「首相候補」が決まっていることが、有権者に政権の姿をはっきりと見せるためには重要である。

現状の政治的文脈を見ると、自民党総裁選挙が実質的な首相候補者の決定を意味してきた。ということは、総裁を目指す候補者は、自らの考え・政策をまとめて、「党首マニフェスト」を提示すべきである。従来も、総裁選挙が果たしてきた実質的な意味は大きかった。それに加えて、マニフェストという政策的な根拠を求めるものである。すなわち、党首たる者は首相として、国家の運営についてはどのような見識と政策的な方向性をもっているのかが問われることになる。

しかし、そこに問題がある。党首という人の選択は、政策の選択とは別個のものであるという従来の意識を変える必要がある。また、ひとたび選

んだ党首のマニフェストが党の政策に転換する仕組みを整えておく必要がある。まさしく、それがマニフェスト作成の実質的な過程になるということができる。

この問題は、自民党だけではなく、政権を目指して戦うすべての政党がクリアすべき条件である。現実の政治でしばしば発生してきたことだが、与野党ともに、党首が掲げる政策を党内が支持しないという奇妙な現象に悩まされてきた。それを防ぐためには、しっかりした党首マニフェストを各候補者が作ることで、勝利した党首マニフェストを基本として、党のマニフェストを作成することが重要になる。

(5) 党の決定過程

「マニフェスト」を正式に党が決定するためには、形式的な過程と実質を論じなければならない。今までも「公約」も「マニフェスト」も党が決定してきたことは確かであるが、それを党員が自らの政策と思うことが少なかった。1つには、党内での政策論争が実質化されているということが少なかったからである。また、政策とひとくちに言っても、政党がもつべき綱領レベルの方針、マニフェスト・レベルの方針、日常活動レベルの方針などの位置づけが明確ではなかったことにもよる。このことは、マニフェストに何を求めるべきなのかということも、マスメディアや有識者の間に認識の相違が生まれる原因でもある。それがないと、「大文字で書くべきこと」「小文字の項目」の区別もつきにくくなる。

党の政策論争と合意形成、さらには正式な決定にいたる過程としては、「党大会」を利用することが重要になるだろう。それは、各国で行われていることを観察すると、共通して見られる過程である。党内の意見を吸収し集約する大会と、マニフェストで定めた政策の方向性を共有する確定のための大会とは同じではないが、いずれにしても、党大会の活用は重要な

項目である。

そのような手続きが、従来の「決定後」に異を唱える行為を防ぐ手だてになるはずである。決定前に大いに異を唱え、決定後にはその決定に従うという原則が、マニフェストを契機として定着することが望ましいのである。

(6) 首相任期と総裁任期

2005年総選挙の時に出てきた問題のひとつは、小泉首相が自民党総裁の任期に従って2006年9月に退任するという問題であった。総選挙における「マニフェスト」は、衆院議員の任期である向こう4年間の約束とみるべきである。「衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する」という憲法の条文に照らせば、首相の任期も当然ながら4年の任期である。この首相が4年で、自民党総裁の任期が3年という相違があることから発する矛盾が、検討すべき第1の課題である。第2の課題は、解散のある議会と議院内閣制という制度上の問題である。この両者の不一致を解決する方法はひとつの答えだけではない。

- ① 首相が約束したものが「マニフェスト」だとすると、総裁選による首相の交代には、新首相は新たな「マニフェスト」を国民に問うべきであり、解散・総選挙が必要である。ただし、この議論の欠陥は、首相の死亡や病気による交代でも新しい首相は解散・総選挙をすべきなのかという疑問が生じてくることだ。
- ② 国民に約束した「マニフェスト」の主体は政党であり、政党党首の交代が仮にあったとしても、政党が約束した「マニフェスト」の骨子が変更されていないのなら、解散・総選挙の必要はない。ただし、マニフェ

ストの大幅な変更があった場合には、解散・総選挙を行うべきであろうが、その「大幅」というときに、その範囲を定めることはできるのかという別の問題が発生する。

このことは、政党消滅（韓国ではしばしば見られるが、わが国でも、2003年総選挙の与党共通公約の一翼を保守党が担っていた）を考えてみると政党が果たすべき責任が明確になる。マニフェストで訴えた政党が存続するなら、その政党が、マニフェストの実行に責任を持つのは当然のことであるだろう。

- ③ もう少し、現実的な解決としては、総裁選挙と総選挙の関係を明確にしておくことである。すでに述べたように総裁選挙において勝利した党首のマニフェストを党のマニフェストとしてまとめあげ、次の総選挙で党のマニフェストを訴えるという順序である。この主張の難点は、いつも総裁選の後に、順序よく総選挙があるのかという点である。確かに、時間が経ってしまった総選挙や、逆に、急な解散がある可能性があるが、「マニフェスト」を党の政策として準備しておくことは、与野党ともに重要なことであろう。
- ④ 首相の任期と総裁の任期を統一するというのもひとつの考え方である。しかしながら、解散や任期途中の辞任などでは、やはりマニフェストをいつ作るのかということが課題として残る。

こうして考えてくると、最も現実的な対応としては、総裁選において候補者が各自マニフェストを掲げて戦い、その勝利したマニフェストを基に、党のマニフェストを作るという手順ではなかろうか。

(7) 内閣と官僚制

マニフェストとは単に紙に書かれた文書ではない。それが政策として実

行われて初めて意味を持つし、政策の実現に対する評価も検証もできる。ある意味で、選挙の後が重要である理由は、それをどのように実行するのかにかかっているからである。基本的には内閣が責任を持って政策の実現を図るべきである。そのためには、この選挙で勝利した政党の文書が内閣の文書に翻訳され、閣議決定されることが必要である。すなわち、民主主義においては選挙で勝利した政策を実現することはきわめて重要なことである。内閣が責任をもって、その政策の実現を図ることが政治主導の本旨であるだろう。

官僚機構は、ひとつには政策の継続性を主張し、もう一方では、マニフェストは政党の約束で、官僚機構が約束したことではないとすることが多い（注：参考資料、質問主意書、答弁、参照）。

すなわち、政治主導を明確にするためには、選挙で勝利したマニフェストを官僚用語に落とし込み、さらには、それを実行するシステムを確立する必要がある。内閣と官僚制の関係では、今までしばしば官僚の抵抗が指摘されてきたが、その抵抗を封ずる道が選挙で勝利したマニフェストである。そして、それが単なる政党の文書であり、官僚機構は責任を持たないという理屈を転換するためには、体制づくりが必要である。ある意味では、そのために行政改革をし、政治任用を活用するくらいの覚悟をもつことが政治的リーダーシップの源泉になるだろう。

ただし、マニフェストを実現するために大臣・副大臣・政務官になるということよりも、各省の代弁者として閣議に臨む大臣という現状の姿を転換することが重要である。煎じ詰めれば、マニフェストを実行するためのチームが内閣であるという認識に改める意識改革が必要である。

一方、官僚の方は、政党が約束した生煮えのマニフェストが実現されることは問題であると言うかもしれない。それを解決するためには、マニフェストのフィージビリティ・チェック（実行可能性の検証）を事前に行っ

ておくべきである。ただし、そのことを強調しすぎると、官僚機構にとっての日常的政策の延長にマニフェストが位置づけられる恐れがある。それを避けるためには、政党と政治家が果たすべき仕事は、実に多いといわざるをえない。

しかしながら、マニフェスト実現のために、内閣が整備されていないのと同様に、政権党内部が整理されていない点も検討すべき重要な課題である。

(8) 政権党内部のシステム化

マニフェストが単なる選挙用の文書であるという意識は、官僚のみならず、政権党内の政治家にも存在する。それには、マニフェストの作成に参画していないからという理由があるが、それ以上に大きいのは、それを実現するために政党内の組織が整理されていないことにもよる。すなわち、マニフェスト作成の時にも生じた問題と同様に、従来の縦割り型の部会方式であると、官僚機構と変わらない発想が生まれやすく、また、その多くの仕事が利害の調整であるという実態から、議論は具体的、個別的になりやすく、ともすれば調整や行政執行の個別案件に関心が向かいやすい。

内閣・与党の一元化の必要性は、首相を中心とする内閣のリーダーシップ問題にとどまらず、マニフェスト実行の場面でも発生する。マニフェストに書かれたことの具体的法案化の過程や予算案作成の過程で、「大文字のマニフェスト」実現を図るためには、内閣・与党の一元化が必要である。イギリスのように内閣で一元化するのが普通であるが、わが国の現状ではそれをすぐに実現できないので、「政策ユニット」などの工夫に見られるような、副大臣と部会長の会合を政調会長のもとに置くというのも過渡期の措置としてはあり得ることである。しかし、あくまでも、内閣・与党の一元化は、党の中での一元化ではなく、内閣のもとでの一元化を工夫すべ

きである。

(9) 野党のマニフェストとは

総選挙に敗れて野党になるということは、いかに掲げた政策がすばらしくとも、それが実行されることはほぼないことを意味する。政権党の政策がその実行の程度で評価されるのに対して、野党のマニフェストは実行されていないのであるから、その点に限っていえば評価の対象にもならない。与野党間では非対称的な関係があることを見ておくことは重要である。

そこでの問題は、野党の役割は何か、野党のマニフェストはいつまで有効か、対案路線とは何かなどであるだろう。野党の役割をマニフェストに限定して考えれば、政権党のマニフェストとその実行の程度を国会の場を通じて、厳しく監視・評価することである。もう一方が、自らの政策を次の総選挙に向けて準備しておくことである。すなわち、有権者の判断の材料としても、前者が「業績投票」の対象となり、後者が「期待投票」の対象ということになる。

この基本を前提にすれば、敗れたマニフェストは次の総選挙のために改訂の準備に入るべきであり、また、政権党のマニフェスト、実行されている政策、法案、予算の監視・批判のためには、相当の準備が必要になる。すなわち、批判すべき時に、根拠がなければ、論争が空疎になる恐れがある。また、政策論争の時には代替案が必要である。その意味でなら、対案路線をとることは、当然のことである。しかし、その対案が、すべての法案に対して代替的な立法準備を意味するとしたら、徒労に終わることが多い。すなわち、政府提出法案の問題点を突くことは野党の役割の第一であるが、野党提出の法案が通過することはまずないからである。ただし、立法作業までしておく、詳細な問題点の把握が可能という利点もある。しかし、対案とは代替案のことであり、マニフェスト・レベルか、さらに詳

細な概要レベルのものを指すのが普通ではないか。

野党のマニフェストは敗れたマニフェストである。その意味では、そこで役割は終わっているということもできる。ただし、そのマニフェストに投じた有権者も多数いるし、政策の継続性も重要である。継続した方針が問われるということになると、思いつきの政策は控えるべきということをも意味している。

ただし、政治のダイナミズムの意味からは、大胆な転換も必要である。それがないと、官僚機構のように継続のみを尊重する危険性があるからである。

(10) マニフェスト型の国会改革

最も極端な「マニフェスト論」では、選挙で勝利したマニフェストは国民の信任を受けているのであるから、即座に実行できるということになる。すなわち、議会で多数をもつ政権党は、マニフェストを骨子とする法案を通過させることは、ある意味でたやすい。そうなると、政権党内の一般議員と野党の役割は、極端に少なくなるのではないかという疑問が出てくる。さらにいえば、国会の役割は少なくなるのではないかという危惧である。

マニフェスト型選挙が定着することと、国会が十全に機能することとは、実は矛盾しない。従来からも、日本の立法では、内閣提出法案が多く、さらに通過率は内閣提出法案が高く、議員提出法案の通過率はあまり高くない実態があった。それを防ぐために、与党側が「与党審査」を定着させ、野党側が、国会で抵抗するというのでは、本末転倒であるだろう。あるいは、「議員立法」の活発化というかけ声だけでは、現実を変えることにはならないだろう。

国会改革には様々な源流があるが、ここでは、マニフェストが定着したとしたら、国会はどのような方向性を目指すべきかに議論を集中する。国

会の大きな役割には、法案や予算の「議決」と「審議」がある。多数を占めている政権党が出す法案は、郵政関連法案などの例外を除いて、通過するのは、まず確実である。国会を立法府といっても、議院内閣制では、内閣提出法案の立法であり、その議決はほぼ保証されている。逆に、野党が提出する法案は、実際には、通過することはほとんどない。

また、イギリスのようなウエストミンスター型国会の特徴である「アリーナ型（対決型）」の場合には、与野党の妥協・修正が頻繁に行われるケースは少ない。その意味では、比例代表的な内閣構成をもつ「コンセンサス型（連立型）」政府や国会が妥協・修正を基本としているところとは大きく違う。もちろん、日本の国会は、ウエストミンスター型の方に属している。その意味から、国会改革の目指すべき方向は、「審議」機能の徹底化であるだろう。それは何も野党議員の役割だけではなく、与党議員の場合にも、部会の役割転換がはかられれば、国会をもっと積極的に利用する方向に向かうだろう。

たとえマニフェストが立派にできていても、それを具体化した法案や予算の問題点を探ることは国会の役割である。質疑や討論という「審議機能」の強化は、実は国会の根幹を論ずることになる。すなわち、質問取りを官僚に任せ、答弁の作成も官僚がやり、「国会待機」というある意味で時間の浪費がある現実をどう変えるのかが、問われることになるからである。国会における質問の質を上げることが、ひいては、答弁の質も上げる。しかし、両方を官僚が書くような実態からは、国会事務局の立法補佐機能強化という国会改革の進むべき方向性とぶつかることになる。

マニフェスト型選挙は、官僚制と政党政治を変えるが、同時に、マニフェスト型国会は、その機能を再定義し、強化するということにもなり、国会改革の方向性が出てくるはずだ。

(11) 選挙広報戦略とマニフェスト

良いマニフェストを作ることが選挙に勝てる第一歩であるという認識が広まれば、必然的に、マニフェストによる競争は普及する。「選挙に勝つ」という目的のためには、政党や候補者はあらゆる努力をする。その努力に道筋をつけるためのマニフェストの積極的利用は十分考えられる。

ただし、マニフェストと有権者をどうつなぐのかは、各党の戦略・戦術に関わる部分である。おそらく、政党は選挙に勝てるマニフェストを作るようにするだろうし、同じマニフェストでも選挙に勝てるような広報戦略を立てるだろう。確かに、分かりやすく訴え、また支持者を増やすことができるのかは広報戦略の技量に関わる問題である。しかし、各党ともに、訴えたいことと、あえて論争を避けたいことなどがあるはずであり、それを見抜く目を有権者がもつことも重要であり、その点では、マスメディアの報道やシンクタンクの分析などは、有権者にとって貴重な情報源であるだろう。

われわれは、各党に共通する要望として「やさしく・わかりやすく・本気」のマニフェストを書けと提言する。さらに、曖昧なマニフェストを避ける意味でも「検証可能」という条件は不可欠である。

いずれにしても、いくら厚化粧をしても、内容のないマニフェストは、訴える力は弱いということは確かであるので、広報戦略と同時に、マニフェスト作成という根本の作業を政党はおろそかにすべきではないだろう。

(12) マスメディアの役割

「マニフェストを全部読む人は少ない」という指摘は正しいだろう。しかし、「読もうと思えばマニフェストが手に入る」という条件は重要である。

多くの国民は、マスメディアを通じてマニフェストに接することになる

だろう。ということは、マスメディアのマニフェスト報道、選挙報道はきわめて重要な意味をもつことになる。

かつての「選挙公約」の紹介時代と比べて、各マスメディアの報道には、大きな変化が見られる。マニフェストの全文紹介を試みる新聞社が登場したり、マニフェスト評価を独自に行ったり、シンクタンクと提携して報道したりする努力も見られる。

しかし、「郵政解散」におけるマスメディア報道、とくにテレビの報道に対しては、ある種の反省の必要があることも確かである。テレビメディアにおけるマニフェストの扱いについては、大いに議論のあるところだ。マニフェストの報道はなされたが、決して多かったとはいえないし、「刺客」や「小泉チルドレン」にかき消された感は否めない。

いずれにしても、「争点」を握った方が有利に選挙を戦うことができるのは確かであるが、その争点を決めることができる者が政治の世界では事前に決まっているわけではない。

有権者のマニフェスト認知度はマスメディアを通してのことが大きいことと、その解説は、やはりマスメディアに依存している現実を考えれば、マスメディアの役割の再認識は必要である。

(13) 公職選挙法改正

現行の公職選挙法では、政治活動と選挙活動およびその期間には厳しい区別があり、マニフェスト頒布についての制限、知事・市町村長選挙のマニフェスト頒布の制限、およびインターネット利用制限など多くの問題を抱えている。

頒布については、その制限範囲の緩和が必要であり、また、知事・市町村長選挙においてもマニフェスト型の選挙を可能とするために、ビラの頒布を可能にすべきである。さらに、現行法では、インターネットによる選

拳運動は違法な文書図画に当たるものとして規制の対象とされているが、少なくとも政党の運営するウェブサイトにおいては、ダウンロード可能な方法で当該政党のマニフェストの掲載を認めるとともに、少なくともマニフェストに関する解説・論評や関連データの提供をインターネットのホームページにおいて行うことは許容されるべきであると考えます。インターネット解禁には、技術的な細かい問題があるが、誹謗・中傷などをどう防ぐかということと、違法な書き込みやサーバー攻撃などを防ぐためには、政党が24時間サーバー管理の責任を負うのもひとつの方法ではないか。

(14) マニフェストと状況の変化

マニフェストに書かれたことが向こう4年間政権の政策運営を拘束するとしても、世界の情勢や経済情勢はめまぐるしく変わる。このような変化にマニフェストはどのように対応したらいいのか。すべて、「事情変更」が優先されてしまえば、そもそもマニフェストを書く意味がなくなってしまう。かといって、4年先までのことをすべて予測するのは難しい。ということは、マニフェストには、政権をとったら政府でできることと、政府が努力してもその実現が本来難しいことが含まれている。どの項目が「本来約束できないこと」なのかは、一概にはいえない。それゆえ、仮定や特定の条件から成り立っている政策については、その仮定や条件を示す必要がある。また、外交のように、他国が「どう動くか」を読むことと、他国を「どう動かそうとしている」のかを峻別する必要がある。いずれも、政策を語るときには重要な項目である。

民主主義のシステム改革の提言

提言

- 1) 大文字のマニフェストを書け
- 2) 企業経営の評価にも耐えるマニフェスト
- 3) 党首選挙でマニフェストを書いて、党のマニフェストの原案とせよ
- 4) 党大会を開きマニフェストを党として正式承認せよ
- 5) 連立政権のマニフェストを作れ
- 6) 総選挙で信任されたマニフェストを閣議決定し、政府の方針とせよ
- 7) マニフェスト型の国会改革をし、政府・野党の役割を再定義せよ
- 8) 野党のマニフェストは政策の継続性を維持しつつ作り直せ
- 9) 公職選挙法を改正し、頒布を自由にし、インターネット選挙を解禁せよ
- 10) マニフェスト評価で政策の質を高めよ

今後の展望

マニフェストを生かすも殺すも、それを使う人間の志にかかっている。その意味では、民主主義においては、有権者もその責任はまぬがれない。しかし、マニフェストをフルに使いこなすべきは政党であり、候補者であるだろう。単に政治家が書いて選挙の時に約束するものをマニフェストと呼ばなかったことは、過去の反省の上にある。少なくとも、政党が責任を持ってマニフェストを作ることができ、それを、党内で共有ができるかという検討課題は、実は党内改革を迫ることと同じことである。

しかし、2006年の自民党の総裁選挙は、まず党首マニフェストを作ることから出発すべきであり、それに基づいて党のマニフェストを作ることが重要である。ただし、いかなる方法で、党のマニフェストを作るのか、党内が共有できるようにするためには、どのような党大会を作るのが、問題になる。

民主党は代表選挙をどのように行うのだろうか。「マニフェスト以前」での足踏みでは、時計の針を元に戻すことになりかねない。党首マニフェストを党のマニフェストにつなげるということは、民主党にも求められることである。

さらには、2007年には統一地方選挙があり、ローカル・マニフェストはマニフェスト・サイクルが一巡することになる。その時に、本当に評価に基づく投票を有権者が行うかどうかは、最大の分かれ目であるだろう。

マニフェストはひとつのツールであるが、かなり強力な武器である。その意味で、マニフェストを実行あるものにするを考えると、制度や過程の問題点にぶつかる。それゆえ、マニフェストは大いに改革のテコとして利用できるのである。

【参考資料】

< 2003年世論調査 >

◎朝日新聞（2003.11.12）

◆今回の選挙で投票する際に、政党が具体的な数値目標を盛り込んだ政権公約、いわゆるマニフェストをどの程度重視しましたか。（択一）

大いに重視した	16%
少しは重視した	53%
重視しなかった	26%
投票に行かなかった	2%
その他・答えない	3%

◎読売新聞（2003.11.12）

◆政権公約（マニフェスト）を投票の参考にした人。

大いにした	19.0%
多少はした	23.6%
あまりしなかった	18.8%
全くしなかった	32.0%

自民党支持層

参考にした	37%
参考にしなかった	59%

民主党支持層

参考にした	61%
参考にしなかった	37%

◎衆院選読売新聞社追跡調査 政権公約、浸透いま一步 自民と民主、得票力接近
2003/11/26、読売新聞 朝刊、14ページ

問8 あなたは、小選挙区で投票する候補者を決めるとき、何を重視しましたか。

次の中から、あれば、いくつでもあげてください。

候補者の所属政党の政権公約（マニフェスト）の内容	28.5%
候補者の人柄や親近感	23.5%
候補者の政治家としての能力や手腕	16.3%
候補者の若さや将来性	19.1%
候補者の地元への貢献度	12.9%
過去に投票した候補者や政党	10.6%
今の政治を変えようとする姿勢	24.7%
知人や所属する団体からの依頼	10.8%
その他、答えない	6.0%

問10 あなたは、比例代表で投票する政党を決めたとき、何を重視しましたか。

次の中から、あれば、いくつでもあげてください。

政党の政権公約（マニフェスト）の内容	32.0%
政党の体質や運営の仕方	16.4%
政党の比例代表名簿の顔ぶれ	5.3%
党首の人柄や能力	17.2%
好きな政治家がいる政党	10.2%
過去に投票した政党	14.5%
今の政治を変えようとする姿勢	36.3%
知人や所属する団体からの依頼	11.2%
その他、答えない	6.6%

問16 今回の選挙で、各政党は、政権を担当したときの具体的な政策を示した政権

公約、いわゆるマニフェストを作成しました。

あなたは、この政権公約をどの程度知っていましたか。

次の中から、あてはまるものを、1つだけあげてください。

内容をよく知っていた	4.0%
内容をある程度知っていた	43.7%
マニフェストという名称は知っていた	38.9%
全く知らなかった	12.5%
答えない	0.8%

問17 今回の選挙で見聞きしたものの中で、あなたが、
投票する候補者や政党を決めたとき、とくに役立ったものを、
次の中から、2つまであげてください。

政見放送	19.6%
選挙公報	13.7%
新聞広告	13.4%
政党のテレビCM	12.2%
街頭演説	8.6%
政権公約（マニフェスト）	15.7%
ビラ、チラシ、ポスター	12.1%
新聞やテレビの選挙報道	41.0%
政党や候補者のホームページ	1.4%
その他、とくにない、答えない	17.7%

問19 あなたは、小泉首相は、今後、自民党の政権公約、
いわゆるマニフェストに掲げた政策を、実現できると思いますか、
実現できないと思いますか。

かなり実現できる	5.0%
多少は実現できる	38.1%
あまり実現できない	39.8%
全く実現できない	12.0%
答えない	5.1%

◆各党のマニフェスト◆

政党名	発行部数	特徴
自由民主党	詳細版25万部・要約版410万部	写真32枚はすべて小泉首相
公明党	10万部	年金など公約数を100でそろえる
保守新党	詳細版1万5000部・要約版21万部	要約版表紙の屋久杉の写真で観光政策PR
民主党	詳細版320万部・要約版1500万部	菅直人代表の写真8枚を使用
共産党	300万部	しんぶん赤旗の号外が主力
社会民主党	15万部	文字のみの簡素な表現に腐心

(注) 共産党はマニフェストではなく選挙政策

(出典：2003/11/08、毎日新聞 大阪朝刊、3ページ)

<2005年 世論調査>

◎毎日新聞 選挙：衆院選 終盤世論調査 (2005.09.09)

◆マニフェストや政権公約を投票の参考にしますか。

	全体	男性	女性
参考にする	76%	74%	78%
参考にしない	22%	24%	21%

◆今度の衆院選は「郵政選挙」だと思いますか。それとも「政権選択選挙」だと思いますか。

	全体	男性	女性
郵政選挙だ	46%	46%	45%
政権選択選挙だ	52%	53%	51%

◎衆院選・読売新聞社追跡調査 民主の支持層、自民へ 都市部、若者など幅広く
2005/09/28, 読売新聞 朝刊, 11ページ,

問11 あなたは、小選挙区で投票する候補者を決めたとき、何を重視しましたか。

次の中から、あれば、いくつでもあげてください。

候補者の所属政党の公約やマニフェストの内容	35.5%
候補者の人柄や親近感	20.0%
候補者の政治家としての能力や手腕	15.2%
候補者の若さや将来性	15.8%
候補者の地元への貢献度	11.6%
過去に投票した候補者や政党	11.2%
今の政治を変えようとする姿勢	27.6%
知人や所属する団体からの依頼	7.9%
その他、答えない	6.0%

問13 あなたは、比例代表で投票する政党を決めたとき、何を重視しましたか。

次の中から、あれば、いくつでもあげてください。

政党の公約やマニフェストの内容	36.8%
政党の体質や運営の仕方	15.1%
政党の比例代表名簿の顔ぶれ	5.5%
党首の人柄や能力	20.1%
好きな政治家がいる政党	7.7%
過去に投票した政党	12.9%
今の政治を変えようとする姿勢	35.6%
知人や所属する団体からの依頼	9.2%
その他、答えない	6.6%

問19 今回の選挙で見聞きしたものの中で、あなたが、投票する候補者や政党を決めたとき、とくに役立ったものを、
次の中から、2つまであげてください。

政見放送	22.7%
選挙公報	10.1%
新聞広告	10.4%
政党のテレビCM	15.7%
街頭演説	8.0%
各政党の公約やマニフェスト	16.7%
ビラ、チラシ、ポスター	7.7%
新聞やテレビの選挙報道	41.4%
政党や候補者のホームページ	2.2%
その他、とくにない、答えない	16.9%

2003年総選挙 連立与党共通公約

「与党3党の新たな確認と決意」(共通公約)

自由民主党、公明党、保守新党は、緊密な協力の下に次期衆議院議員総選挙に勝利し、与党として連立政権を堅持して国民の負託に応えていくことを確認する。

3党は、これまでの信頼と協力の関係を踏まえ、本年9月21日の「3党首合意」およびこれまでのすべての合意事項に基づき、総選挙後の国会において引き続き経済の活性化、社会保障制度の充実、国民の安全の確保などの重点政策に全力で取り組む決意である。

衆議院議員総選挙後に取り組むべき重点政策

1・改革を断行し、名目成長率2%の達成

規制、歳出、税制、金融の改革を推進し、民間の活力と地方の自立性を高めて経済を活性化し、早期のデフレ克服を目指すとともに、遅くとも平成18年度までに名目成長率2%台の回復を図る。産業再生、企業再生を進めつつ不良債権処理を加速し、金融機能回復と産業基盤強化を早期に実現する。530万人雇用創出計画により、今後2年間で300万人以上の雇用を作るなど、若者から中高年までの雇用を充実する。中小企業向けの産業金融機能を抜本的に強化するとともに、中小企業主の個人保証からの脱却を整備する。

2・「安心の年金制度」の構築

将来にわたって、安心の年金制度を構築するため、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる。また、年金、医療、介護など社会保障制度について、必要な給付を確実に確保する一方、将来にわたる負担を過重なものにならないようにする。とくに、実

際に費用を負担し、サービスを受ける国民の立場から、総合的な視点に立って、安定的で効率的な社会保障制度の構築を図る。

3・世界一安全な国家の復活

凶悪犯罪の激増、検挙率の著しい低下など、悪化する治安情勢に対処するため、5年で治安の危機的現状を脱することを目標に、警察官の増員、OBの活用等により、「空き交番ゼロ」を目指す。また、捜査・検挙能力の強化、刑務所等矯正施設の拡充、出入国管理体制の強化、少年犯罪の減少のための補導活動の強化等、この間、集中的に治安対策を実施する。また、不法滞在外国人（25万人）問題の解消を目指し、今後5年で少なくとも半減させるなど、世界一安全な国家を復活する。

2003年10月10日

自由民主党

公明党

保守新党

2005年衆議院総選挙 連立与党重点政策

第44回衆議院総選挙 連立与党重点政策

2005年8月26日

自由民主党

公明党

自由民主党、公明党は、一昨年・昨年の衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙に勝利し、与党として連立政権を堅持して小泉内閣が掲げる構造改革に全力で取り組み、国民の負託に応えてきた。その結果、経済は低迷を脱して順調に回復しつつあり、改革の成果は着実に現れ始めている。引き続き改革を成し遂げ、内外の諸課題へ適切に対応していくためには、連立政権を継続して「政治の安定」を強固にし、責任ある政治を実行していくことが不可欠であると確信する。

われわれは、これまでの信頼と協力の関係を踏まえ、すべての連立合意事項に基づき、その実現を目指すとともに、以下に掲げる重点政策に全力で取り組む決意である。

衆議院総選挙後に取り組むべき重点政策

1. 郵政民営化を次期国会で実現

連立政権における改革の本丸であり、財政、金融、行政、政治のすべての改革につながる政民営化を実現するため、次期国会に民営化法案を再提出し、成立させる。

2. 小さくて効率的な政府の実現

創意と工夫が生かされ、自由で活力に満ちた経済社会の構築をめざし、財政支出の規模と、制・許認可等政府の関与の両面で削減・簡素化・効率化を進め、小さくて効率的な政府を実現する。

歳出の見直しに当たっては、これまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行い、

国・地方のムダの排除を徹底するとともに、数値目標を掲げて公務員の総人件費を大幅に削減する。また、政策金融機関に関しては本年秋に向けて議論を行い、中小企業金融などに配慮しつつ、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめ、20年度に新体制に移行する。

「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（案）」（仮称）については17年度中に国会に提出するため、準備に着手する。

三位一体改革にあっては、残り6,000億円の税源移譲を18年度までに確実に実現するとともに、19年度以降も地方の意見を尊重しつつ一般財源を確保のうえ、地方分権を推進する。

3. 社会保障制度改革

(1) 年金制度のさらなる改革

昨年の年金制度の抜本的な改革を踏まえ、衆参両院合同会議等における検討を通じて、公的年金の一元化を展望し、当面は厚生年金と共済年金の統合を推進するとともに、国民年金の未納・未加入問題の解決、社会保険庁の解体的改革など、さらなる改革を着実に進め、一層信頼される年金制度とする。

(2) 少子化対策・次世代育成支援

19年から人口減少社会が現実となる事実を重視し、政府・与党一体となって総合的な少子化対策・次世代育成支援策を推進する。

とくに、児童手当制度や子育て支援税制、児童に対する医療の供給のあり方など、あらゆる観点からその強化に取り組む。

(3) 「治療中心から予防重視」への取り組みを推進

医療・介護をはじめとする社会保障費の増加を抑え、かつ、健康で長寿の老後を実現するため、「治療」から「予防」を重視した対策に転換し、「健康フロンティア戦

略」等を含め、国民的運動としての取り組みを強化する。18年の通常国会に持続可能な医療制度改革法案を提出する。

4. 国民生活の安全と安心の確保

(1) 治安対策

悪化する治安情勢に対処するため、5年間で治安の危機的現状を脱することを目標に、警察官の増員、捜査・検挙能力の強化、刑務所等矯正施設の拡充、出入国管理体制の強化、少年犯罪対策、学校等における子どもの安全対策強化等、治安・防犯対策を集中的に実施するとともに、不法滞在外国人の半減をめざす。

(2) 防災・減災対策

近年相次ぐ地震、豪雨、津波等の大規模災害に対処するため、全国危険地域の点検や実 ある防災計画の策定等、集中的な防災対策を推進する。また、床上浸水対策などで早期に完成が見込まれ、治水効果が大きい水害対策に取り組むとともに、大規模地震等による被害を最小限にするため、すべての住宅、建築物の耐震化をめざす有効な諸施策を推進し、防災・減災対策を強化する。

(3) アスベスト問題対策

今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者補償・救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去、国民の不安を払拭する徹底した情報開示など、新法制定を含めた総合的な取り組みを行う。

5. 活力ある経済社会の実現

あらゆる経済・産業分野の国際競争力を強化し、活力ある経済社会を実現するため、規制、出、税制、金融の改革を引き続き強力に推進する。また、科学技術、IT等先端分野の振興、ベンチャー起業支援等、新たな発展基盤を強固にする。まちづ

くり三法を抜本的に見直し、「コンパクトシティ形成促進法」（仮称）を制定する。

6. 財政健全化の推進

財政支出の増大を抑制し、民間部門の経済活動を活性化するあらゆる制度改革に最優先で取り組み、将来の国民負担増を極力抑制しつつ、自律的な経済成長を実現する。子や孫の世代に負担を先送りしないとの決意のもと、改革をあらたな成長のエンジンと位置づけて徹底し、最小の国民負担での財政健全化をめざす。

野党が選挙戦略として意図的に喧伝している「サラリーマン増税」は行わないことを明確に宣言する。

7. 平和外交の推進

わが国外交の基軸である日米同盟、国連を中心とする国際協調を両輪としつつ、平和外交をより積極的に展開する。アジア外交により力を注ぎ、日本が近隣諸国から信頼されるため、未来志向型の連携を強化する。アジア各国へ「人間の安全保障」を念頭においたODAの積極活用をはじめ、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）を積極的に進める。

参考資料 質問主意書

マニフェストに基づいた政策評価に関する質問主意書

平成十七年三月十八日提出

質問第三五号

提出者 島 聡

平成一五年の公職選挙法の改正を受け、我が国の国政選挙において、政党が政権を獲得した際に取り組む具体的な政策プログラムをマニフェストとして提示することが始まった。有権者が、政党が提示した政策プログラムを比較検討して、政策本位で投票を行なうようになることを、今後さらに定着させることが求められる。次の選挙において、与党はマニフェストの実現・達成度が、野党は提示する代案の中身が、有権者によって評価されるマニフェスト・サイクルを作り上げる必要がある。

そのためには、政権を担当し内閣を組織している政党のマニフェストが、どのように政府の政策に反映されているのか、その成果が政府においてどのように検証・評価されているかを明らかにする必要がある。マニフェスト政治の実現のため、以下質問する。

- 一、小泉内閣総理大臣は、平成十五年に行われた衆議院総選挙において、自由民主党総裁として「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」というマニフェストを国民に提示し、選挙を戦った。選挙の結果、小泉総理は再び内閣総理大臣として指名され、内閣を組織した。この「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」というマニフェストにおいて掲げられた政策が、小泉内閣が国民に実行を約束した政策であると考えてよいか。
- 二、小泉内閣総理大臣は、閣議において、各閣僚より、自ら掲げたマニフェストの実行状況についての報告を受け、その結果について検証したことはあるか。
- 三、各府省庁は、その所管する行政分野の現状と施策の推進状況を、膨大な量の統計分析と調査研究等をもとに報告するとともに、今後の課題等をまとめた白書を定

期的に刊行している。これら白書には、それぞれの所管分野の「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」の内容を記載しているか。また、白書の中で達成度の評価を行っているか。

四、各府省庁は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策評価を実施している。また、複数の府省庁にまたがる施策については総務省が評価を実施している。これらの政策評価では、それぞれ施策目標が設定され、その目標がどれだけ達成されたかをそれぞれの府省庁が評価している。各府省庁の設定する施策目標に、総理が自ら掲げたマニフェストの内容はどのように反映され、どのように評価されているのか。

右質問する。

答弁書

衆議院議員島聡君提出マニフェストに基づいた政策評価に関する質問に対する答弁書
〔内閣衆質一六二第三五号〕二〇〇五・三・二九)

一について

「小泉改革宣言 自民党政権公約二〇〇三」（以下「自民党政権公約」という。）は、公職選挙法（昭和二五年法律第百号）第百四十二条の二に想定するパンフレット又は書籍に記載された国政に関する重要政策等であり、同パンフレット又は書籍は、平成十五年十一月の総選挙の際に自由民主党本部において発行されたものと承知している。

なお、当該総選挙後に組閣された第二次小泉改革としてどのような政策を重点的に推進するかについては、第二次小泉内閣発足以来の国会における政府演説等で国民に対して明らかにしてきているところである。

二について

閣議においては、各大臣から自民党政権公約自体の実行状況についての報告を受け、

又はその結果について検証することはないが、内閣の重要政策について決定を行ったり、また、内閣総理大臣がその遂行に関し、適宜、各大臣から報告を受けたり、必要な指示を行ったりしているところである。

三について

各府省が編集する白書類においては、自民党政権公約自体について記載してはいるが、その内容に関連する政策を含め、各府省の所掌に係る政策の実施状況を各府省において適宜記載しているところである。

四について

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）に基づき実施する政策評価等においては、自民党政権公約自体を達成すべき目標としてはいないが、その内容に関連する政策を含め、各府省の所掌に係る政策及び複数の府省の所掌に係る政策に関して、各府省が適宜目標を設定するとともに、各府省又は総務省がその達成度の評価等を行っているところである。

〔禁無断転載〕

2006年6月12日印刷
2006年6月12日発行

マニフェストによる政治ガバナンスの確立 - 大文字のマニフェストを書け -

社団
法人 日本経済調査協議会
専務理事 山田勝三

〒106 0047
東京都港区南麻布5 - 2 - 32
興和広尾ビル6階
電話(03)3442-9400(代表)
FAX(03)3442-9403
<http://www.nikkeicho.or.jp>

〔非売品〕

印刷/(株)東京技術協会